事業主の皆さまへ

厚生労働省

令和5年度両立支援等助成金
（出生時両立支援コース、介護離職防止支援コース、育児休業等支援コース）
の制度変更をお知らせします

「両立支援等助成金」は、職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”を行う事業主を支援する制度です。
令和5年度も、令和4年度と同じ3コースを実施予定ですが、加算措置の新設などの一部制度の拡充を行います。

1 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

第２種＜男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合等＞（一部拡充）

第2種＜男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合の助成＞について、一部の要件を緩和します。

	変更前	変更後
育児休業取得率の上昇等の要件	・男性労働者の育児休業取得率（%）が、第１種（※）の助成金の支給を受けてから３事業年度以内に30ポイント以上上昇していること （※）第１種：男性労働者が育児休業を取得した場合の助成	・男性労働者の育児休業取得率（%）が、第１種の助成金の支給を受けてから３事業年度以内に30ポイント以上上昇していること または **・第１種受給年度に育休対象の男性が５人未満かつ育児休業取得率70%以上の場合**に、次の**３年以内に２年連続70%以上**となること（新設）
助成額	第１種の受給後、育児休業取得率が ・１年以内に30ポイント以上上昇：**60万円** ・２年以内に30ポイント以上上昇：**40万円** ・３年以内に30ポイント以上上昇：**20万円**	第１種の受給後、育児休業取得率（%）が ・１年以内に30ポイント以上上昇：**60万円** ・２年以内に30ポイント以上上昇：**40万円** ・３年以内に30ポイント以上上昇：**20万円** または、第１種受給年度に育休対象の男性が５人未満かつ育児休業取得率70%以上の場合、 ・１、２年目に取得率70%以上：**40万円** ・２、３年目に取得率70%以上：**20万円**

育児休業等に関する情報公表加算（新設）

New

自社の育児休業取得状況に関する情報を公表した場合に、助成金を加算して支給します。

主な要件	第１種の助成金申請前の直近年度に係る以下（１）～（３）**の情報について、厚生労働省が運営するサイト「両立支援のひろば」において公表**した場合に、支給額を加算します。 （１）男性の育児休業等取得率 （２）女性の育児休業取得率 （３）男女別の平均育児休業取得日数
助成額	第１種の支給額に**２万円を加算**（１事業主あたり１回限り）

2 介護離職防止支援コース

業務代替支援加算（新設）

New

介護休業中の労働者の業務を他の労働者が代替した場合に、助成金を加算して支給します。

	新規雇用等した労働者が代替する場合	社内の他の労働者が代替する場合
主な要件	**【新規雇用】** ・介護休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用（新たな派遣受入を含む）すること	**【手当支給等】** ・介護休業取得者の業務を社内の他の労働者に代替させる際に、業務の見直し・効率化を行うとともに、当該業務を代替した労働者に対して増額して賃金を支払うこと
助成額	職場復帰時の支給額に**20万円を加算**	職場復帰時の支給額に**5万円を加算**

＜裏面へ続く＞

2 介護離職防止支援コース（続き）

個別周知・環境整備加算（新設）

New

介護休業を取得または介護両立支援制度を利用した対象労働者に対し、制度等の個別周知の取組を行った上で、仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備の取組を行った場合に、助成金を加算して支給します。

主な要件	以下の①及び②の両方の取組を実施していること。 **①対象労働者への個別周知** 資料を用いて対象労働者に以下の各事項の説明を行うこと。 〇介護休業・介護両立支援制度に関する自社の制度等について ・介護休業・介護両立支援制度に関する自社の制度内容・申出先 ・介護休業給付が支給される要件、給付額、手続 ・介護休業期間中における社会保険料に関する取扱い 〇介護休業を取得した対象労働者の待遇等について ・対象労働者が介護休業を取得した場合の賃金、教育訓練、福利厚生等の待遇 ・対象労働者の介護休業取得後の賃金、配置などの労働条件 ・介護休業が終了した場合の勤務開始時期や休業中の社会保険料の支払方法 **②仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備** 社内の労働者向けに、以下のうち2つ以上の措置を講じていること。 ・社内の労働者に対する介護休業・介護両立支援制度に係る研修の実施 ・介護休業・介護両立支援制度に関する相談体制の整備 ・介護休業の取得・介護両立支援制度の利用に関する事例の収集、当該事例の提供 ・社内の労働者に対する介護休業・介護両立支援制度の内容や取得・利用の促進に関する方針の周知
助成額	介護休業（休業取得時）または介護両立支援制度の支給額に**15万円を加算**

3 育児休業等支援コース

新型コロナウイルス感染症対応特例（再開）

新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者が利用できる有給の特別休暇制度の規定化、及び小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援制度の社内周知を行い、実際に有給休暇を取得した労働者が生じた場合に助成します。
※令和5年4月以降に有給休暇を取得させた場合を対象として受付を再開します。制度の詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

助成額	**１人あたり10万円**　１事業主につき10人まで（上限100万円、同一労働者１回限り）

育児休業等に関する情報公表加算（新設）

New

自社の育児休業取得状況に関する情報を公表した場合に、助成金を加算して支給します。
※支給要件は「出生時両立支援コース」と同様です。コースごとに1回まで対象となります。

助成額	「育休取得時」「職場復帰時」「業務代替支援」「職場復帰後支援」の いずれかの支給額に**２万円を加算**（１事業主あたり１回限り）

その他（各コース共通事項）

生産性要件（労働生産性を向上させた事業主に対する助成金支給額の割増）については、令和4年度限りで廃止します。これに伴い、生産性要件に該当しない場合も含め、助成金の支給額に変更が生じます。なお、各コースごとに定めている経過措置により令和4年度以前の制度内容が適用される申請については、引き続き生産性要件の適用対象となるほか、変更前の支給額が適用されます。

◎その他詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省HPをご参照いただくか、
申請する管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

両立支援等助成金　厚生労働省　検索

2023年3月作成